

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	桜井市 (29206)	
地域名 (地域内農業集落名)	三谷地区 (三谷集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月12日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

※

中山間地にある地区で、一部パイロット事業により整備された農地があるが、点在した農地も多い地域である。地区の農家は高齢になってきているが、現状でも耕作を続けており、また里山として認定されており、NPO法人も設立されている等、農地の維持管理については他にはない強みがある。しかし、一方では離農された農家の所有地については、農地が離れていることもあり管理が出来ず、多くが林地となってしまうのが現状である。また、獣害がひどく、水稲も露地野菜もすぐにやられてしまい対処に困っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

※

NPO法人を中心に、農地の集積、共同管理・維持管理に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.01 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.01 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	※
現状では各農家毎に耕作を続けていくが、今後さらに離農が進む場合は中間管理機構を通じて担い手への集積・集約を進める。前述の通り、パイロット事業で整備された農地があるため、その農地を中心に維持管理を行い、その他農地については逐次非農地化を含めて検討する。	
(2)農地中間管理機構の活用方針	※
現状では個々の耕作が続いているため、現時点での活用は要しない。今後の離農等の状況に合わせて機構に貸し付け、集積・集約を進める。	
(3)基盤整備事業への取組方針	※
基盤整備は既に行われており、耕作が続いている。しかし、奥まった農地は機械を入れづらい道幅であることから、効率化を図る上での問題点となる。今後も耕作を検討する農地については、整備事業を活用していくことを検討し、効率化を図る。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				